

第五十五回国会 衆議院 逓信委員会 議 録 第十九号

昭和四十二年七月五日（水曜日）
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 秋田 大助君

理事 佐藤洋之助君

理事 田村 元君

理事 森本 靖君

小淵 惠三君

上林山榮吉君

四宮 久吉君

中曾根康弘君

橋本登美三郎君

井手 以誠君

樋上 新一君

吉内 広雄君

出席國務大臣

郵政大臣 小林 武治君

出席政府委員

郵政政務次官 田澤 吉郎君

郵政大臣官房長 竹下 一記君

郵政省簡易保険局長 武田 功君

郵政省電波監理局長 淺野 賢澄君

委員外の出席者

郵政省電波監理局長 左藤 恵君

（日本放送協会 副会長） 小野 吉郎君

（日本放送協会 専務理事） 三熊 文雄君

（日本放送協会 専務理事） 赤城 正武君

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 人

（日本放送協会 専務理事） 浅沼 博君

（日本放送協会 専務理事） 志賀 正信君

（日本放送協会 専務理事） 佐野 弘吉君

（日本放送協会 専務理事） 野村 忠夫君

（日本放送協会 専務理事） 水田 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

（日本放送協会 専務理事） 誠君

松澤委員長 これより会議を開きます。
昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案及び放送法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。樋上新一君。

樋上委員 私は放送法の一部改正案についてお尋ねしたいと思うのですが、その前に、私はまず冒頭に、先週の二十九日の委員会での大臣の発言についてお尋ねしたいと思います。

二十九日に郵政大臣は森本委員の質問に答え、放送法、電波法の根本的改正案を次の通常国会に提出したいとお述べになりましたが、当委員会で見られた場合、根本的改正案では三十二条だけ触れないつもりか。三十二条に触れるとすれば、現在審議している一部改正案との関連はどうなるか。根本的改正案を通常国会に提出することがわかっていて、いま来年四月一日施行の一部改正案を審議するのは納得ができませんが、これらの点について大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

小林國務大臣 ただいま提案申し上げておるのは、日本放送協会の予算編成もすでに八月に迫っております、したがってこれをこの際議決しておくことの必要がある、こういうことをお願いをしておるのであります、放送法の改正案を来年度出したい、こういうことは出したという事で、これはわれわれの意図を申し上げておるわけでありまして、それでは間に合わない、こういうことで今回この御審議を願っておる。それから三十二条に触れるか触れないか、こういうことはまだわかっておりません。たとえばあれがいろいろ

議論があります。こういうものは法律で定めるかあるいは国会の審議に待つか、こういうふうな議論もありますので、まだいざれともきめておりません。いまはただ契約しなければならぬ、こういうことになっておいて、予算を提出して、予算の中で料金をきめて、そうして予算を国会できめてもらう、それに伴って料金がきまるといふ間接的方法をいまとっております。したがってそういう間接的な方法が適當であるかどうか、かような公共料金は少なくとも法律に書いたらいいじゃないかという説もあれば、あるいは政府の認可を得るようになったらどうか、こういう議論もあるものであります、いまの方法は必ずしも適當でない、こういう議論がございます。したがって三十二条に触れるか触れないかは、これから検討したいと思うが、いまのような議論がある、こういうことでございます。いま申し上げましたように、今回これを願っておるのは、来年では間に合わないから、八月、予算編成もすでに迫っておりますから、それに間に合うようにひとつ御審議をお願いしたい、こういうことで切り離してお願いをしておる、こういうわけでございます。

樋上委員 わかりました。それでは放送法一部改正案の内容についてお尋ねしたいと思っておりますが、先週秋田委員、森本委員から質問がいろいろ出ました。多少重複する箇所もあると思っておりますが、いま一度確認する意味と、また私の聞きのがした点もあると思っておりますので、あらかじめ御了解の上、いま一度重複したところもお答えを願いたい。それは前に答えたじゃないかという事でなしに、もう一べん確認する意味でお伺いする箇所もあるかと思っておりますので、その点ひとつ答弁のときよろしくお願いいたします。まず最初お断わりしておきまして、テレビとラ

本日の会議に付した案件
昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案（内閣提出第八六号）
放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第一

七月三日
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願（井岡大治君紹介）（第二二七三号）
同外一件（飯上安太郎君紹介）（第二四〇四号）
電波法及び放送法の一部改正に関する請願（池田清志君紹介）（第二二七六号）
簡易郵便局法の一部改正に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第二四〇五号）
は本委員会に付託された。

七月四日
委員加藤六月君及び水野清君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員佐々木秀世君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として水野清君及び加藤六月君が議長の名で委員に選任された。

七月三日
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願（井岡大治君紹介）（第二二七三号）
同外一件（飯上安太郎君紹介）（第二四〇四号）
電波法及び放送法の一部改正に関する請願（池田清志君紹介）（第二二七六号）
簡易郵便局法の一部改正に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第二四〇五号）
は本委員会に付託された。

七月四日
委員加藤六月君及び水野清君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員佐々木秀世君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として水野清君及び加藤六月君が議長の名で委員に選任された。

七月三日
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願（井岡大治君紹介）（第二二七三号）
同外一件（飯上安太郎君紹介）（第二四〇四号）
電波法及び放送法の一部改正に関する請願（池田清志君紹介）（第二二七六号）
簡易郵便局法の一部改正に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第二四〇五号）
は本委員会に付託された。

七月四日
委員加藤六月君及び水野清君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員佐々木秀世君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として水野清君及び加藤六月君が議長の名で委員に選任された。

七月三日
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願（井岡大治君紹介）（第二二七三号）
同外一件（飯上安太郎君紹介）（第二四〇四号）
電波法及び放送法の一部改正に関する請願（池田清志君紹介）（第二二七六号）
簡易郵便局法の一部改正に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第二四〇五号）
は本委員会に付託された。

七月四日
委員加藤六月君及び水野清君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員佐々木秀世君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として水野清君及び加藤六月君が議長の名で委員に選任された。

七月三日
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願（井岡大治君紹介）（第二二七三号）
同外一件（飯上安太郎君紹介）（第二四〇四号）
電波法及び放送法の一部改正に関する請願（池田清志君紹介）（第二二七六号）
簡易郵便局法の一部改正に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第二四〇五号）
は本委員会に付託された。

七月四日
委員加藤六月君及び水野清君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員佐々木秀世君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として水野清君及び加藤六月君が議長の名で委員に選任された。

七月三日
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願（井岡大治君紹介）（第二二七三号）
同外一件（飯上安太郎君紹介）（第二四〇四号）
電波法及び放送法の一部改正に関する請願（池田清志君紹介）（第二二七六号）
簡易郵便局法の一部改正に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第二四〇五号）
は本委員会に付託された。

七月四日
委員加藤六月君及び水野清君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員佐々木秀世君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として水野清君及び加藤六月君が議長の名で委員に選任された。

七月三日
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願（井岡大治君紹介）（第二二七三号）
同外一件（飯上安太郎君紹介）（第二四〇四号）
電波法及び放送法の一部改正に関する請願（池田清志君紹介）（第二二七六号）
簡易郵便局法の一部改正に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第二四〇五号）
は本委員会に付託された。

七月四日
委員加藤六月君及び水野清君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員佐々木秀世君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として水野清君及び加藤六月君が議長の名で委員に選任された。

七月三日
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願（井岡大治君紹介）（第二二七三号）
同外一件（飯上安太郎君紹介）（第二四〇四号）
電波法及び放送法の一部改正に関する請願（池田清志君紹介）（第二二七六号）
簡易郵便局法の一部改正に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第二四〇五号）
は本委員会に付託された。

七月四日
委員加藤六月君及び水野清君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員佐々木秀世君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として水野清君及び加藤六月君が議長の名で委員に選任された。

七月三日
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願（井岡大治君紹介）（第二二七三号）
同外一件（飯上安太郎君紹介）（第二四〇四号）
電波法及び放送法の一部改正に関する請願（池田清志君紹介）（第二二七六号）
簡易郵便局法の一部改正に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第二四〇五号）
は本委員会に付託された。

七月四日
委員加藤六月君及び水野清君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員佐々木秀世君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として水野清君及び加藤六月君が議長の名で委員に選任された。

七月三日
集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願（井岡大治君紹介）（第二二七三号）
同外一件（飯上安太郎君紹介）（第二四〇四号）
電波法及び放送法の一部改正に関する請願（池田清志君紹介）（第二二七六号）
簡易郵便局法の一部改正に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第二四〇五号）
は本委員会に付託された。

七月四日
委員加藤六月君及び水野清君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君及び佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員佐々木秀世君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として水野清君及び加藤六月君が議長の名で委員に選任された。

第一類第十一号 通信委員会議録第十九号 昭和四十二年七月五日

シオのケーブルは改正案の施行される四十三年
度当初はどの程度になるのか、この点をひとつ。
○浅野政府委員 テレビが九五・五%、ラジオが
九九・七%であります。

○樋上委員 ラジオのケーブルはたとえわずか
でも残っているんですね、いまの答弁では。受信
者相互間における負担の公平をはかるということ
はそれではできない。つまり、ラジオだけの受信
家庭は甲の受信者の負担によって放送を聞いている
ことになり、負担の公平の原則は維持されない
ではないか、こういう点はどうか。

○浅野政府委員 九九・七%とい、九五・五%
と申ししても、実際のところはほとんど変わり
はない、かように私どもは考えております。何と
申ししても出てまいりますものが電波でございま
して、全然到達してないところもございま
す、ケーブル外においても電波はやっぱり到達
いたしております。ただ到達いたしております末
端の評価でございますね。この線はどの程度であ
るか、厳格に解釈いたしますと、それが九五・五
にもなりませんし、九三にもなりませんし、九七
にもなる、こういった面があるわけです。

○樋上委員 今回の改正案によりまして乙受信料
が廃止されるが、どの程度の減収になるか。ま
た、先日の委員会でラジオ契約乙の年間収入は六
億四千万円と言われたが、これは正確な数字でご
ざいましょうか。もう一ぺんお伺いしたい。

○浅野政府委員 乙によります収入が七億二千万
円の予定であります、そのうち取り集めるため
に要しますお金が三億八千万円かかる予定であ
ります。

○樋上委員 その年間の収入のうち、つまり徴収
原価は幾らになっていきますかと森本委員と中井委
員がお尋ねになったときに、一月分の単価が五十
円に対し四六%で二十四円見当という答でござ
いましたが、それでよいんですか。これは質問の

基本になる数字ですので、もう一度はつきりお答
え願いたい。

○浅野政府委員 NHKからお答えいたします。
○佐野参考人 お答えをいたします。あわせてこ
の機会に前回の答弁で一部私自身が間違ってお答
えいたしました点も訂正をさせていただきます。
ただいま電監局長からも御答弁がありましたよ
うに、四十二年度の収入見込み額は正確に申しま
して七億二千四百万円を予定いたしておりますし
て、これを徴収いたします経費が三億三千万円
というふうになっておまして、この関係から前
回お答えいたしましたように、大体四六%に該当
するということでございます。これをラジオ五十
円に一軒当たり割ってみますと、私が大かた二
十四円と申し上げましたが、正確に申し上げまし
て二十三円でございます。

○樋上委員 この前にちよつと正確ではなかつた
のですね。もう一ぺん重複して、十七円は。
○佐野参考人 実は前回の委員会で森本先生の御
質問に関連をいたしまして中井先生から、これま
での委員会の質疑の中で十七円五十銭という協会
側の発言があったという御指摘がございました。
その後今日まで私どもの責任で当委員会の審議の
あらゆる記録を調査いたしました、そのように
お答えをいたした記録は実はございません。率直
に申しまして、中井先生の御指摘の数字は何かの
お間違いで御指摘になっておる数字ではないかと
存じます。

○樋上委員 それでは、放送番組の制作費や大電
力の中波放送局の設置、FM放送局の置局などの
建設費にそれでは影響はないのかどうか、それを
お伺いしたい。

○志賀参考人 今回の放送法の改定の御趣旨とい
たしまして、ラジオだけを聞いておる受信者から
徴収いたしております受信料を廃止するといふの
が趣旨でございます。現実問題といたしまして
は、ただいま佐野理事からお答え申し上げました
ように、集金手数料等を差し引きまして三億な
いし四億の収入減と申しますか、経費の分といた

しまして不足することになるわけでございます。
一方放送法に定められましたNHKの本来の使命
でございますラジオの放送につきましては従来と
同様でございますので、このラジオの番組あるい
はラジオの放送をよりよく聴取していただくため
のいろいろな設備施設等につきましては、今後と
も万全を期していく必要があるかと思つて、ラ
ジオの乙の契約につきましては、最近自動車の契
約の向上のために若干の上昇を見ておりますが、
ここ数年間にある程度の収入減にはなっておりま
したけれども、明年度からこれを廃止することに
つきましては、やはり今後の経営上の問題といた
しましてさらに合理化をいたすなり、あるいはさ
らに契約甲の受信者の獲得に努力いたしましてこ
れらをカバーするようにいたします。ラジオの放
送につきましては何ら支障ないように努力してま
いりたいと思つております。

○樋上委員 UHF局設置を推進する方針のよう
であります、UHF局はかなりの設備投資が要
ると思つております。この乙受信料廃止は何ら影響は
ございせんか。
○小林国務大臣 いまのUHFの問題は主として
民間放送の問題でございますから、NHKには別
段の影響はございません。

○樋上委員 今度はNHKのほうにもう一ぺんお
伺いしたいのですが、ケーブルテレビは受信料を取る
のか、また世帯、非世帯、営業用に区別するの
か、受信規約にそれを明記するのか、どうです
か。
○佐野参考人 実は受信規約の改正は来年の四月
一日から、今回の法律改正が成立をいたしました
暁には、その節から受信規約の変更をいたすこと
になるわけでございますが、非常に機械的に申し
ましてまだ相当の期間がございまして、国会
におきます衆参両院の御審議の模様等を拝見させ
ていただきます、そしてその結果に基づいて受
信規約の訂正に移りたい、このように考えており
ます。ただ、ただいまの御指摘のケーブルテレビの受
信料の扱いをどうするかという点では、ただいま

私ども事務当局が考えておりますところは、率直
に申しまして、先般秋田先生と電監局長のお話の
やりとりの中にもございましたように、今日いわ
ゆるカー、自動車をどのようにとらまえるかとい
うようなことで御質問あるいはお答えがございま
した。私ども今日自動車がいわゆる大衆化して、
一般の相当の低所得層とは申しませんが、
かなり普遍的に大衆が自動車を持つというよう
な時代に入ってきて、その観点からケーブルテレビに
ついては世帯の延長とみなしてはいかがかという郵
政当局のお答えがありました。同様に、協会の側
におきまして、いま検討いたしておりますその
ポイントについて申し上げます、ケーブルテレビに
つきまして、その把握のしかたを援用いたしまし
て、あるいはケーブルテレビに限ってこれは世
帯の延長としての一つの契約の中に包括してもあ
るいはいいのではないかと。そういう時代的なある
いは社会的な発展に即応して、ケーブルテレビの受信
料上の取り扱いを一世帯契約の単位としてとら
まえても、あるいはいいのではないかと、検討
を、率直に申し上げていたしておる段階で
ございます。ただ、これに付言をいたしますと、非
世帯、これはホテル、旅館、その他官公庁、事業
会社等もございまして、この非世帯の中に、いわ
ゆる営業用の自動車テレビというものもあるは
なくはない。ごく少数でございますが、ございま
す。したがって、営業用という形で受信規約上に
これを規定するわけにはまいりませんが、包括的
に非世帯契約のところでは、設置場所単位、設置
場所だという意味でケーブルテレビを把握するしかた
もあるし、あるいはそれがいいのではないかと。世
帯に限っては先ほど御説明しましたような、とら
まえる方があるいは社会的発展に即応するものでは
ないか、このように考え、かつ受信規約上の取り
扱ひの検討を進めてまいりたいという考えを持
ております。

○樋上委員 私は先日前田会長にケーブルテレビは取
らない、あるいは取るほうがいい。もしそうだつ
たら、テレビのほうの受信料を値引きしたらどう

か、そういうようなことをやったらどうかという
ことを聞いたのですけれども、つまり、その減収
分があまり影響ない、こうおっしゃるならそれま
ですけれども、それではその減収分は財投にた
よるといってお考えはないのですか。

○佐野参事 カーテレビに局限してお答え申し
ますれば、御承知のようにカーラジオと異なりま
して、自動車に直接適応するようなテレビジョン
のセットは今日つくられておりません。したが
いまして、たとえば世帯の中にあります、いわゆる
ポータブルテレビを若干車内に持ち込む。しかも
それは契約単位者であります世帯の構成員が利用
するということになってございまして、現にカー
テレビとして協会が契約をいたしておるのは、ほ
んとくに率直にいうと七百という数字でござい
まして、今後におきましてもこの数字が非常に発展
するといふふうには考えられません。そこがラジ
オとテレビの性質の違いかと考えております。

○樋上委員 では、私がいま尋ねました、財投に
たよる気はないとおっしゃるのですか。どうです
か。

○小野参事人 そういふ気持ちはございません。
○樋上委員 私は経営が行き詰まったことを考え
ていろいろ話をしたのですけれども、そんな心配
はない。NHKは収入の面も経営の面も堅固であ
る。そんな心配をする必要はないじゃないか、老
婆心であるといふようにおっしゃるならば、それ
でいいんですけれども、私はいろいろと健全
財政を――長期に経営し、またNHKでも収入の
入る面としては、また違った面で収入を得てい
たらどうか。

この前もしろい話が森本委員から提案された
のですが、鉄塔のところは広告利用をする。それ
で収入を得るといふ考えはないかというふうなこ
とも聞かれましたが、私もいろいろ考えまして、
放送法の一部を改正して、NHKにおいて、ある
一定の時間にコマーションシャルをつけるという方法を
考えてみたらどうか、この点は郵政大臣またNH
Kの幹部はどのようにお考えになっておるか。あ

いは十一時から十二時までの一時間とか、時間
は別としてNHKが放送法を改正して、ある区
切った時間に限ってコマーションシャルをつけたら資金
の面でも相当あるのではないかと思ふのです。減
収の面についてはそういうことも考えてみたらど
うか、この点について大臣やNHKの幹部はどうか
お考えになっておるか、一べんお聞かせいただき
たいと思ひます。

○小林国務大臣 NHKの使命から見れば、私は適
当でなからう、たとえばいまの、先般森本委員か
ら電波の送信塔に広告をというお話がありました
が、民間におきましても、たとえ芝のあれにも
広告は出ていない。私は非常に醜くなるのではな
いか、こういうような感じがいたしまして、まだ
にわかに賛成いたしたくない。

また放送の中にコマーションシャルを入れるといふこ
とは、NHKとしては私はなすべきでない。その
ほかの方法に――いまのような方法でいろいろ費
用を適当に見積もっていけばそれがよい。たとえ
ばCMを入れただけでも、必ずしもそのためにNH
Kが中正にやれるかどうか、こういうような問
題も起きてくる。かように私は考えております。

○小野参事人 先ほどラジオの乙の契約の廃止、
あるいはカーテレビの問題等に関連をいたしまし
て、そういう財源の穴埋めに財投を要求する意思
ありやいなや、こういう御質問に対しまして、そ
の意思はございません、と申しました。それは決
してNHKの財政状態が未来未劫に安泰である
というふうな樂觀的ムードで申したのでございま
せん。今日の財投にいたしまして、これは外部
資金の一つでございまして、その手段方法
は放送債券の引き受けをしていただくというこ
とになっております。放送債券に因しましては、市
場消化の道もございまして、そういう方面にお
いて、必ずしもその限りにおきましては財投に結
びつかないということをおし上げたわけござい
まして、決してNHKの財政が非常に豊かで非常
に安泰であるということではございません。今日、
甲契約を、すなわちテレビでございまして、過

去非常に急速な伸びをいたしましたけれども、今
日どうやらこれらも飽和点に達しまして、今後の
増加は前年に比しますと、非常に微々たるもの
になっております。今日直ちにではございません
が、いずれは将来において値上げの必要もある
かと思ひます。そういう状況でございまして、
決して財投が非常に豊かであるというふうな印象
で申し上げたわけではございません。とは申しま
しても、いろいろと企業努力をいたしまして経費
の効率的な利用の方法なり、またいろいろな努力
をいたしまして、できるだけ値上げを避けて現状
の収入でもって必要な事業を営んでいかなければ
ならないことは当然でございまして、その意味にお
きまして、現在の通常の手段によります受信料収
入以外に、品位を害さないで非常にかつこつな財
源があれば、そういうものの調達も考えるべき必
要はあろうかと思ひますが、それかと申しまして
現在のNHKのある一定の時間をコマーションシャルを
つけて、そういう商業採算の方式も加味するとい
う問題は、現行の放送界の秩序は、そういうこと
に依存して経営をするいわゆる民間放送の系列
と、そういうことをしてはならない受信料の収入
をもつてこれに充てていく、なおこれによって不
足を来たしまず建設等の所要資金は、借り入れ金
あるいは放送債券の外部資金の調達も可能である
という二つの系列に分かれております。そういう
意味から申しますと、たとえ一部でありまして
も、そういうコマーションシャルの収入に依存いたしま
すことは、現在の民間放送とNHKの二大放送の
系列の秩序に根本的変動を来たしまして、NHK
の性格自体を今日の状況から見ると本質的変化を
来たすであらうと思ひます。そういう意味合いか
ら申しまして、にわかにそういう面につきまして
のお答えを申し上げかねるわけでありまして、

○森本委員 ちょっと関連して、大臣もさもなくそ
も一緒にした御答弁をされては困る。コマーション
シャルを入れるという点については、これは現行放送
法においてはかたく禁ぜられておりますし、ま
たそういう点についてはNHKとしてはそれはや
るべきでない。しかし私がこの間言った鉄塔に広
告するといふ点については、これは現行放送法に
おいても許されておる、できるわけでありませ
ん。ただ問題は美観をそこなうかどうか、NHKとし
ての品位をそこなうかどうかという問題にかか
つてくるわけでありませぬ。しかしながらこの場合
も、はっきり言うとき夜鉄塔があるかないかわから
ぬのですよ。それに広告をやってもそれがNHK
の鉄塔かどうか他から見ただけではつきりわか
りませぬよ。だからいまいわれるラジオの聴取料
が減った。そういう場合に幾分かでも財源を持
たいという場合に、私はおそろく全国でやれば数
億円になると思ふ。しかもそれがつまりらぬ広告を
やるということではない、上品なものをテレビ塔
にやるということについては、上品なものをテレビ塔
にやるというふうには考えておるわけでありませ
ぬ。だから放送にコマーションシャルを入れるといふ問題と、
私がこの間提起をしたところの鉄塔に広告をする
ということとは全然これは別個の問題でありま
す。鉄塔に広告をするといふ点については、これ
はNHKに検討させてみたらどうか。大臣が
好ましくないなんということをいふ言ひのは少し
軽率にすぎないと思ふ。どうですか、大臣。

○小林国務大臣 検討してもらいましよう。
○樋上委員 いろいろと収入の面をどういふ
にしたらどうかというふうには考えて、健全財政の
長期構想で当然合理化、自動化による節約がうた
われると思ふのですが、当分は値上げしなくても
いい、私は三百三十円をむしろ三百円に値下げし
てもらいたい、このくらいに思つていろいろ申し
上げておるわけでありませぬが、そういうふう
に会長がお答えになりましたこと、健全な方針でや
つていっていただくことは私たちの願うところであ
ります。それならば安心していただけるのですけれ
ども、先ほどからちょっと話を聞いてみますと、減
収分に対して何らかわりのないような印象も受け
ましたし、またカーテレビにおきましてもそう
いふものは徴収しなくともいける、ゆうゆうたる
ように私は感じたから老婆心ながらこういふこと

を申し上げたのでありますけれども、当分は値上げせずにいけるのだ、こういうことですね。——そういうように了承いたします。受信料の収入という点についてはこれで打ち切りです。

それでは趣を変えてヨーロッパのBBCではカラーテレビの値上げを考えているが、カラーテレビは特別に料金を取るといふような考えはございませぬでしょうか。またいまわかつておれば各国の受信料はどうなっておるかということを知らしていただきたいと思うのですが……

○小野参考人 カラーテレビにつきましては特別料金を取るかどうかにつきましては、BBCの例をおあげになりましたが、BBCにおきましてはどのような考えを持っておるようございませぬ。もとと白黒時代におきましてはBBCの財政は非常に行き詰まっておるようございまして、何とか放送系列をふやしてそれによって四ポンドの料金を六ポンドくらいに上げたい、こういう考えはカラーテレビの特別料金の徴収いかにかわらざる前々から考えておったようございませぬ。たまたまカラー時代に入らうというときに、これも一つの財源になりますので、そういう面においてBBCではカラーの特別料金をとられるやに聞いておられますが、NHKにおきましてはすでにカラー放送はここ数年前から実行しておるわけでございます。まだ普及は多くはございませぬけれども、これに対しては当初から特別料金を設定いたしてございませぬ。今後日本におきましてもカラーテレビの拡充の面は考えなければならぬ段階になっておられます、現に本年度の予算におきましてもかなりの拡充を考えております。明年度以降の予算においてもそのような事業計画を立てる必要があるかと思ひますが、この問題につきまして現在の段階といたしましては先日会長もお答え申し上げましたとおり、目下のところカラーに対する特別料金を設定しようという考えは持っておりませぬ。

○樋上委員 それでは各国の——わからなかつたら資料でまた報告してもらつていいですが、わか

りますか。
○佐野参考人 御質問の趣旨がカラーテレビに限つてのこととございませぬか、それとも一般的な受信料制度全体についての御質問でございませぬか。

○樋上委員 カラーテレビに限つてわかれば……
○佐野参考人 現行におきまして世界じゅうあらゆる放送機関においてカラーテレビジョンの特別料金を取っておるところはございませぬ。ただ先ほどおっしゃいましたように、この十二月にイギリスのBBCにおきましては現在のラジオ、テレビを含めた五ポンドの受信料に對しましてカラーテレビセットを備えたものに追加受信料として五ポンドを加える、こういうことになるようございませぬ。

○樋上委員 今度改正案で受信料は一本化されるわけだが、来年度予算総則では新料金体系が出ていなければならぬと思ひますが、どうですか。
○小野参考人 今年度予算までにおきましては料金のそれは甲乙の二本の体系になっております。ただいま御審議中の法案が成立いたしますと、来年度予算におきましては料金は甲料金一本でございませぬ。そうなつてきますと、甲というのは非常に明確な名称ではないと思ひますが、乙を廃止するゆえんのもの、放送界の今日の発展の状況からいたしましてほとんど大部分はテレビ、ラジオ、そのテレビにおきましても白黒、カラー、ラジオも中波、短波、すべてこれを監視しておられるような状況でございませぬ。そういう実情に着目いたしまして放送料金というような観念でいくべきものではない、このように考えます。名称はともかくといたしまして、明年度の予算におきましては、受信料収入の面につきましては放送料収入といったものに一本化されることに相なるわけでございます。

○樋上委員 現在三百三十円になった。その前にラジオの普及の時代には六十円でしたかね。そ

れでこの三百三十円にこだわらずに、適正な料金水準を定めるべきだと私は思ひます。値下げをする、三百円なら三百円にする、そういうようなことを、NHKは料金体系について調査委員会などを設けて根本的に検討する考えはないのでありますか。

○小野参考人 これはいつぞやの委員会でも会長が申し上げましたように、たしか予算を御審議いただく過程であつたと思ひますが、今年度そのような検討をいたします機関をつくりまして、それによつて結論を得たいというのを御答弁申し上げております。それにはやはり明年度以降一体何をやるかという事業計画が確定いたさなければなりません。NHKにおきましては、現在、将来数カ年間のそういう事業構想のビジョンを策定いたしたつてあります。そういうものが基本になりまして、はたしてどれだけ金額が必要であるか、それをどのように設定するかという段階になるわけでございます。まずそういう長期構想と申しますか事業構想が先行いたしませんと、いま直ちにそういう委員をつくりまして審議も非常にむづかしからうと思ひます。いづれはそういう構想が確定をいたしますと、受信料関係の面につきましても、そういう審議機関を設けて、将来向けの検討をいたしてみることがあろうかと思ひます。いろいろ先ほどの私の答弁に對しまして、NHKの財源は非常に安泰である、あるいは三百三十円は引き下げも可能ではないかというような御印象を持たれたようございませぬけれども、今年度の予算の規模で申しますと受信料の収入は七百七十億でございませぬ。これに對しまして、前年に対して増加をいたすまいわゆる受信料の純増分はたかだか四十億から四十五億でございませぬ。日本の各企業の成長率から申しますと、非常に低いものになつてまいつております。既存の事業を切つて捨てればもちろん金は出てまいりませぬけれども、将来UHF対策、FM関係の問題、カラーの拡充、衛星関係等諸般の事業計画に盛られるのであります。事柄を考へてみま

すと、そのような徴収では非常に微々たるものでございまして、そこに大きな企業努力をあわせ用いませぬと、料金値上げなくしてやつていけないのではないかと、そういう長期見通しを実は持つておるような次第であります。

過去の例をさかのぼりますと、ちょうど昭和三十七年度までにおきましては、ラジオ料金は八十五円でございまして、テレビ料金は三百円でございまして、テレビ、ラジオ両方を利用すれば三百八十五円の料金をいたしておつたわけでございますけれども、トランジスタラジオの普及その他によりまして、ラジオ、テレビ両方の所在を突きとめることは非常に困難でございませぬ。そういう場合にはテレビの契約とラジオの契約で三百円プラス八十五円をいたしたくたたまえなつておつたわけでございますけれども、一方を払えばいいだつた、ラジオがない、テレビだけではないというところで三百円しか払わない、あるいはテレビをもぐつて八十五円しか払わない、そういう法律制度上からいみますときわめて不都合な状況を生じたわけでございます。こういう料金体系上の非常な不都合をなくすために、八十五円のラジオ料金は五十円に引き下げ、三百八十五円の支払いを要するテレビ、ラジオ二本立ての契約は一本契約にいたしまして、今日の三百三十円にいたしたというのが過去の経過でございませぬ。その当時のそれは、あまり先の将来を見越しまして朝令暮改の料金にならないように、安定した長期料金であるように構想をいたしまして、その際にはいろいろの将来向けの事業計画を用意いたしますと同時に、外部の学識経験者にも御委嘱をいたしまして料金の調査委員会を設け、また国会におきまして通信部にそういう料金関係の調査の機関を持たせまして、厳密な検討の上今日この制度が実は帰着をいたしたわけでございます。来年度以降の問題につきましても、乙の問題は料金からいたしてみますと金額的には非常にわずかでございませぬけれども、将来の事業計画の構想、これに要する財源の関係については的確な見通しを持たなければ

ばなりませんので、事業計画の構想がまとまりましたならば、将来の料金体系はどうあるべきか、これはあわせて当然に検討いたさなければならぬ問題であろうと思ひますので、長期構想ができればそのようなことは考へてまいりたいと思つておられます。

○樋上委員 わかりました。わが公明党といたしましては、受信料というものは大衆負担になりまじ、公共料金の性格を有するものであると見做し、公共料金の性格を有するものであるという観点から、なるべく安い受信料で適切な放送サービスを提供するようにしてもらいたいと思つておるのですが、今後も経営の合理化を進め、受信料収入を有効に将来計画の実施に使用してもらいたいということをお願いいたします。

また、契約乙が廃止されたからといって、ラジオの普及をなおざりにしては困る。番組面においてもこの点十分配慮すべきであると思ひます。特に非常災害のときにおけるラジオの機動性という効用は非常に大きいものである。協会本部は常日ごろからラジオを重視にならないように心してまいりたい、こういうふうにお願ひしたいと思ひます。

それから、この前も話が出ましたように、テレビによる政見放送について私からも大臣にお伺ひしたいのですが、政見放送を実施するとすれば別放送が必要となつてくる。いまの総合、教育のNHKの二波ではむづかしいのじゃないか、第三の波が必要と思ひますが、郵政大臣はこの点どうお考えになりますか。

○小林国務大臣 これは第三放送という問題でなく、政見放送、選挙等にテレビを使うということになれば、いまの広域放送圏をそのままに置くことはできない。したがって、近畿にしてもあるいは東京にしても、いまの放送局の波の届く範囲の中においてもやはり各県に新しいテレビ局を置く必要が出てくる、こういうふうには私に考へます。したがって、これは選挙制度審議会なり政党あるいは政府の考へ方いかんによつてはさうな局を新しくつくる必要が必ず出てくる、かやう

に考へております。

○樋上委員 NHKが政見放送をやつておるときには、同じように民放も政見放送をやらなければだめですね。チャンネルを合わせてみたら、NHKは政見放送をやつておるのに、民放のほうは娯楽番組をやつておる。これではさつぱり政見放送を聞きませぬので、民放もNHKも同じ時間は全部、どこをかけたも政見放送をやつておるといふようなことはどうでしょう、きめられないものでしょうか。

○小林国務大臣 それは適當なあんばいができると思ひます。

○樋上委員 そこでこれはNHKのほうにお伺ひしたいのですが、テレビで政見放送について各局はどういうぐあいにやつておるのでしょうか。まあ外国もやつておると思うのですが、どういふぐあいにやつておるのでしょうか。これはいまわからなければあとで資料を出してもらつてもけっこうすけれども、わかりますか。

○浅沼参考人 いま的確な資料を手元に持つておりませんが、私が記憶する限りにお答えさせていただきます。

まず第一にフランスでございしますが、これは政党的代表放送、つまりその政党を代表する人物の放送が選挙放送の主体でございします。個人の政見放送はやつておりません。イギリスの場合も同然でございします。それからアメリカの場合には、これは有料で放送時間を買うことができます。しかしその場合に放送局のほうに規定がございまして、Aの政党的候補者に時間を売つた場合、その反対の候補者から、さらに時間をかうという申し込みがあつた場合にはこれを拒否することができないうようなことがございまして、實際問題として個人の政見放送というものは、ヨーロッパにおいては行なわれておりませんし、それからアメリカにおいては有料という商業放送の名目のもとに、しかもそれが公平さを維持しつつ行なわれておる、しかしその回数にはきつめて少ないようございします。いま的確な資料は手元にございませぬが、私の記憶する限りにおいて、さうお答え申し上げます。

○樋上委員 わかりました。それでは今度はひとつ小林郵政大臣にお伺ひしたいのですが、小林郵政大臣は、先日の委員会でUHFの採用を明らかにしたが、UHFはどのような効果をもたらすのか、VHFとの技術的な違い、長所は大体わかつておるのですが、政治的な効果をお聞きしたいのです。

○小林国務大臣 これの効果はもういまのVの波が一ぱいになつちやつて、新しい親局の免許がでない。したがってUを使用することによつてVの制限をのがれて、そして別に新規な民放局が設置できる、こういうことございします。

○樋上委員 徳島でNHK実験局の実験結果がまとまつたように聞いているのですが、まとまつたとすればどのようなものか、きのう報告があつたと聞いていますが、どうですか。

○浅野政府委員 先日NHKから報告書をいただいたわけでありまして、これの取り扱ひであります。まだこれはなお実験の完成にはなつていないのであります。

〔委員長退席、志賀委員長代理着席〕

私どももいたしましては、NHKの実験局におきましてまとまつた結果を十分分析いたしました。その結果を今度は技術審議会に提出をする、このように考へております。ただNHKから出てまいりました実験の結果であります、御存じのうちに、この実験につきましては二月二十日から実験を開始いたしました。送信設備関係、受信設備関係、電波伝搬関係、この三項目に分けて実施いたしましたわけでありまして、詳細につきましては目下私どもの担当において検討をいたしてございしますが、概括いたしましたところ、当初想定いたしました実験計画、また期待いたしました実験内容、こつた面に非常に満足いく結果か、それに近い、またはそれを上回る非常に満足いく結果であるようにただいまのところ考へております。

○樋上委員 では電波技術審議会が答申したら、

それによつてチャンネルプランを考へる、こういうことですね。

○浅野政府委員 ただいま申し上げましたNHKの実験結果と、それから私どものそれに対する見解それからUの波が大都市におきましてはある程度減衰するのではないか、こつた面、私どものほうにおきまして、東京、大阪、徳島において別途大都市減衰の状況を検討いたしてございす。この結果の分と、それから受像機につきまして検討をいたしました。この結果が七月末までは八月上旬に出るまいと思つて、それによつてもし当初のように非常によいということになりましたら、それによりましてUとVとは併用して使つてもよろしい、大きな局として使つてもよろしい、こつた結果に相なるわけでありす。こつた結果になりましたらただいまお話しのような計画を進めてもよい、こつたふうになるものと思つております。

○樋上委員 既設テレビ局の再免許は十一月と聞いているのですが、Uテレビの新免許の時期をいつごろと考へておられるか。また再免許、新免許にあつた大臣はどのように考へをもつていらつしやるのか、方針をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小林国務大臣 再免許は十一月一日、こつた期限になつておりますので、まだこれらに対する態度というものはきめておりません、検討しております、こつたことございします。

それからUの問題につきましては、前会この委員会でも申し上げましたが、年内にはひとつある程度の局の新免許をいたしたい、まだこつたふうな程度でございします。

○樋上委員 Uの親局として免許申請が出ておる北九州また名古屋、静岡、新潟等はどうか。また放送法改正を行なわずに免許する方針かお聞きしたいのです。また大臣は先日森本委員の質問に答へて、緊急地区は年内にとつたので

すが、もう一度確認しておきたいのですが間違いないか。ありませんか。

○小林国務大臣 私どもは年内にさような処置がとりたい、かように考えておりますし、具体的場所については、前にも、長年懸案になっておいた緊急の地区、こういふふうに申し上げておるのでありまして、どここの場所、こういうことはまだ申し上げられるような段階にない、こういうふうにお願ひいたします。

○樋上委員 それではお伺いするのですが、近畿地区はその間に含まれているか。その中に入っておるか、入っておると見てもよいか。また近畿地区では既存のテレビ局が四局と近畿放送、和歌山放送などが競願しているという事ですが、早く免許してもらいたい。特に京都市及び京都府下舞鶴、中舞鶴、宮津、福知山、さらに滋賀県彦根、甲賀、こうした京都市を中心とした難視聴地域にはNHKだけしか入らない、民放は全く受像できない。これは調べてきたのですけれども、この地図にありませんように、この赤い、大阪府、京都市を中心として、この近郊はNHKだけしか見えない、民放は一つも入らない、京都府下におきましても何とかならないものかという声は前からだいで出ているのです。同じ三百三十円の受信料を取って、十二チャンネルも聞ける、鮮明に映る地区と、NHKだけで民間放送が少しも映らない地区、これは不公平なことである。何とかこの際この近畿地区の中に、特に京都においてUの親局を免許してもらい、そしてここからこの近郊に至るところの難視聴地区を解決して永年の悩みを解消させてやるという考えはございませんでしょうか。その点お伺いしたいと思います。

○小林国務大臣 御意見はよく承りまして、これらの検討の対象になるべきもの、かように考えます。

○樋上委員 そこで私はNHKのほうにお伺いし、また希望申し上げたいと思うのですが、公共性の立場から協力してこの解決に乗り出すという意気はあるかないか。NHKだけ受像できればよ

いではないか、民放が一局も映らなくてもしかたがないじゃないか、映るような設備は個人負担でやらないか、こう言われてしまったら花も実もないことですよ。何とか大衆がともどもに楽しみ、ともどもにテレビが見られる、こういう立場に立って郵政省と協力してこのキーステーションの設置ということに力を注ぐべきだと思ひますが、NHKの幹部の方々がございませう、この点。

○三熊参考人 ただいま民放の新設その他についてもNHKは協力すべきではないかという御意見、われわれといたしましてもできる限り協力したいと思っております。現に民放と同一地区に建設する場合には共同建設ということをやっています、たとえば同じ局舎をつくる場合に両方がおの必要部分と共同でいゆる分担保を適当にしましてやるとか、鉄塔をお互いに協力するとかいうような方法を現にしています。したがって近畿地区におきましてもNHKその他からこういう御希望がありますれば、いつでも御相談に乗ります。お互いに納得のいく線でもって共同していくことには何らやぶさかでない、こう考えております。

○樋上委員 ここは相当個人負担をしてやっているんですね。聞いてみますと、相当お互いに出合って民放を聞こうとしているんですね、この経済不況の中から、こういう難視聴地区をNHKと協力して救ってほしい、私はこういうお願いをする次第であります。またそうしなければならぬ、こう思っています。

○三熊参考人 ただいま個人負担というお話しだったのですが、そうでなしにいわゆる民放の必要とされる部分については民放でお出しになるし、それからNHKの必要とする部分についてはNHKが出すというので分担保の公平ははかっています。民放の分担保でNHKが負担するということではございません。(森本委員、共同徴収について聞いています、何も建設のことを言っておりやしないと呼び)私、申し上げましたのは同

じように放送局を設置する場合の共同建設というポイントでお話ししました。共同徴収につきましても御承知と思ひますが、共同徴収される場所におきまます費用の約三分の一はNHKが負担しています。したがって、その共同徴収される組合自体が民放ももちろん入るように入らざるを得ない、こう思っています。

○樋上委員 わかりました。それでは大臣にお伺いいたしますが、現在VHFテレビの受信機がこれだけ多く普及してあるが、オールチャンネル受信機に切りかえる家庭はUになつたときにごく少ないのではないかと思うのです。VHFのテレビの受信機の耐用年数を見ても五年はかかる。またコンバーターをつけても七千円くらいはかかる。聴視者も二の足を踏むと思うが、これでUHFテレビを免許しても経営が成り立つかどうか、大臣のお考えをお伺いしたい。

○小林国務大臣 お話のようにまだオールチャンネルの普及がうまうまといつておられないということでございますから、Uの免許がある程度できればそれに伴って当然オールチャンネルの受信機が普及しては、こういうふうな思ひますが、私どもただいまの見通しでは、たとえば年内にそういうふうな事態が出るとしても直ちに採算がとれるという見通しは持っておりません。あるいは二年、三年は黒字にならないかもしれない、こういうふうなことを考えておられるし、また免許も受けるほうにおいても十分それはお考えになるべきである、こういうふうな思ひます。テレビの免許さえあればもうかるなどという誤解が世間には相当あるようでありまして、これからのUはしばらくの間さうなことになるだらう、われわれはそう思っておりますから、そのことはみな世間にそういう認識を持っていただいたほうがよろしく、こういうふうな考えます。

○樋上委員 Uの免許をしても、いま大臣がおっしゃるように経営ということを考えていかなければならぬと思うのですが、徳島の実験局は電力三

十キロワットで十三万世帯をカバーしてある。同じ徳島のVの電力はわずか一キロワットでやはり十三万世帯をカバーしてある。つまりこれだけUHF局は普通のVHF局より電力をよけいに使われ、設備投資もかかるわけですが、採算を度外視してU局をつくらせて、受像機の普及度ゼロのエリアの上はどうして経営が成り立つか、心配はないか、こういう点を私は思ひますが、いかがでしょうか。

○小林国務大臣 それはただいま申し上げたように、しばらくの間はなかなか採算がとれないだらうということをおもひ申しております。したがって免許を受ける方も同様な考えを持つべきである。ただ将来にわたってどうか、こういうことになれば、しばらくの間は採算はとれないであろうが、やがてオールチャンネル受像機の普及によつてとれる時期がくる、われわれもそう思っておりますし、また免許を受けようと思ひおられる方も同様な考えでおやりになる、こういうふうな思ひます。

○樋上委員 私はUHFの採用には反対するわけではない、むしろ賛成であるけれども、採用してみたらうまくいかなかったらということでも経営がうまくいかなかったら、せつなく免許をしても経営がうまくいかなかったら、アメリカもそうでした。アメリカも三年前に始めて、オールチャンネルの受像機しか製造させないという方針をとつてからうじていけた。また日本にこういうUの免許があつても、ほんとうに健全な経営がいつておるかという事は非常に心配になっておるのです。先日の委員会でもNHKの三熊技師長がUHF局設置の費用を概算で説明され、新局をつくる場合、ある民放幹部が徳島の実験局を視察したあとで大体の推定費用として、舎屋の土地建物、VTRスポット送出機器、スタジオ設備など約五、六億円、人件費について百五十人、諸経費年額二億円前後、その間UがV程度に普及する期間を五年間と見て、その間の営業収入が問題となつてくるのではないか。このほか、中継局の設置、カラー化の

ための新規投資等、かなりの費用を考えなくてはならないと言っているが、電波監理局長はこの点についてどのように見ておられるか、承りたいと思います。

○淺野政府委員 いまお話のうちで、アメリカの例を御引用にされましたが、アメリカと日本におきましてはだいぶ実情が違ってくると思っております。

〔志賀委員長代理退席、委員長着席〕

アメリカにおきましては、Uを伸ばしてまいりましたのは、主として教育局を中心に伸ばしてきております。したがって、経営上当初から非常に困難をきわめている、この点ははっきり申し上げられると思います。日本におきましては、現存局にUの局は、二次局、微小局を入れ、数局になっておまして、現在すでに相当動いておるわけでありまして、そういう点から、アメリカとは相当違つてまいる。それから、どういふふうになりましてか、今後Uの局は、親局がある程度免許になつてまいりますと、アメリカにおけるよりはオールチャンネルの受像機というものは自然に出回ってくるのではないかと申しますのは、メーカー自身が、昨今、アメリカのオールチャンネル法が成立して以来、輸出のテレビセットは全部オールチャンネルであります。したがって、まず生産体制におきまして十分な準備ができ上がっている。それから、値段におきましても、それほど高いものでもないといつたところから、自然のままに置いても案外伸びていくのではないかと、かように思つております。それで、テレビの絵に対する需要というものは、外国に比ばまして日本においては非常に強いようでありまして、普通の絵を見たいといつた面が非常に強いようでありまして、アメリカにおけるようなことではない。ただし、全体的には、大臣がただいま申し上げましたような線は、これは残るわけでありまして、しかしアメリカにおけるようなことにはなりませんまいといふふうに考えております。

○樋上委員 最後に大臣にお伺いしたいのです

が、UとVの混在方式をとるのか、それとも、全部Uに切りかえるというお考えですか。これはテレビジョン受像機メーカーだけではなく、聴視者にもかなり影響を与えるので、ぜひはっきりとしたお考えを明らかにしていただきたいと思つております。

○小林国務大臣 UとVの混在方式を今後とも続けたい、かように考へております。

○樋上委員 時間もありませんね、この辺で。まだ宇宙開発の問題を聞きたいと思つますが、この次に残します。

それでは、この次に宇宙開発の面についてまだお伺したいところがあるのですけれども、時間も、昼になりましたので、きょうは放送法の一部改正にとどめて、私の質問を終わりたいと思つます。

○松澤委員長 明六日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

昭和四十二年七月十日印刷

昭和四十一年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局